

熱中症(特別)警戒アラートの発令時における施設の対応について

熱中症(特別)警戒アラート発令した場合の対応は、下記のとおりです。

区分	施設の利用
熱中症警戒アラート発令	原則として、利用中止とする。 主催者、指導者、グループ、個人等の利用者側の責任において判断する。 ※ 指導者等の大人が不在で、子供のみでの利用の場合は利用中止とする。
熱中症特別警戒アラート発令	原則として、利用中止とする。

※冷房のある施設を除く